

ソーシャルファームに関する指針に係る検討会設置要綱

31 産労雇就第1160号

令和2年 1月27日

(設 置)

第1 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」(令和元年東京都条例第91号)第11条第2項に定める指針等の策定に当たり、専門的観点からの意見を聴くために、「ソーシャルファームに関する指針に係る検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会は、次の事項について意見の交換等を行う。

- (1) 東京都におけるソーシャルファームの認証基準
- (2) 東京都におけるソーシャルファームの支援策
- (3) その他産業労働局長が定めること

(委員等)

第3 検討会は、産業労働局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 産業労働局長が必要であると認めるときは、委員以外の者を検討会の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第3の規定により委嘱を受けた日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5 検討会には座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(招 集)

第6 検討会の会議は、産業労働局長が招集する。

(公 開)

第7 検討会の会議は非公開とし、議事の要旨を公開するものとする。

(事務局)

第8 検討会の事務局は、東京都産業労働局雇用就業部就業推進課とする。

(その他)

第9 この要綱で定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行する。